平成２４年（フ）第５３６号
岡山市北区下中野373番地５
破産者　株式会社ゼロダブリュコーポレーション
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９２号
高知県高知市南宝永町５―20　ジャパンビル３Ｆ
破産者　有限会社ジヨイエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４４号
北九州市八幡東区前田１丁目７番26号
破産者　八幡協和株式会社
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８号
熊本県八代市鏡町内田724番地の２
破産者　株式会社鏡中央青果市場
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第２２５号
沖縄県那覇市上之屋１丁目１番１号
破産者　Ｕ　ｄｅｎｉｍ＆Ｃｏ．有限会社
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９４４号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目７番８―104号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区箱崎７丁目６番８―802号
破産者　岡野　瑞樹
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１０５号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目111番地
破産者　東　　利江
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３１０号
福岡市南区弥永４丁目４番20号
破産者　安永　結斗
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３９号
福岡市西区今宿東２丁目３番９―302号
破産者　外村　真一
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４０号
福岡市西区今宿東２丁目３番９―302号
破産者　外村　悦子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４５号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目35番地１
シャルマンＴ・Ｏ403号
破産者　前野　洋一
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２０２号
福岡市東区下原１丁目14番11―102号
破産者　中尾　尚喜
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２９９号
福岡市博多区吉塚４丁目15番３―401号
破産者　藤岡　　充
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４６号
福岡市南区大橋３丁目19番26―103号
破産者　水野　憲二
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４８号
福岡県大野城市瓦田２丁目11番10号、前住所福岡県大野城市中２丁目３番１号
破産者　倉掛喜一郎
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１３号
福岡市博多区博多駅前３丁目14番12―501号
破産者　楠　　哲人
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２７３号
福岡県大野城市瓦田１丁目16番８―410号
シェリーコート
破産者　韓　　哲宇
1　決定年月日　平成26年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４号
福島県大沼郡昭和村大字松山字居平290番地の１
破産者　五十嵐久夫
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
東京都羽村市富士見平２丁目16番地３　ルミエール・シャトレ207、破産手続開始決定時の住所山梨県笛吹市春日居町小松1169番地
破産者　古屋　春彦
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８６０号
大阪市城東区森之宮１丁目４番604号
破産者　ひろ美容室こと　田貝　弘子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部